

地方目線に立った「地方創生」の推進について

過疎、中山間地域を多く抱える中国・四国地方は、少子高齢化の進行や、限界集落の増加などによる、人口減少・人口流出に悩んできた「課題先進地域」である。このため、早くから危機意識を持ち、行政、経済界を挙げてこの課題の解決に向けて取り組んできた。

今般、ようやく「東京一極集中」と「人口減少」が我が国の将来に与える影響について、危機意識が広く共有され、国においては、平成27年度予算概算要求基準において、約4兆円の特別枠が設けられた。さらに、総理をトップとする「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、人口減少の克服と地域活性化による「地方創生」に向けて、本格的な取組が進められようとしている。

そのため、まずは、国において、「東京に集中する『人』や『もの』の流れを地方に転換させ、流れを変える」という方針を示す必要がある。

また、「地方創生」の取組は、真に地方目線に立ち、地方がそれぞれの地域の実情に応じて、地方の創意と工夫で実施される必要がある。例えば、地方拠点都市に都市機能、行政サービス提供機能を集約させ、人口流出の防波堤とする一方で、日本の農業粗生産額の約4割を支える中山間地域に若者が住み続けられる施策も必要である。

徳島県において第24回中四国サミットを開催した平成26年9月3日、折しも、我が国初の「地方創生」担当大臣が誕生した。

ここに、「中四国サミット」を構成する各県及び経済団体は、中国・四国地方が「人口減少問題」の「課題“解決”先進地域」となり、真に地方目線に立った「地方創生」が推進されるよう、国に対し、以下の事項を提言する。

1 企業の地方分散（地方企業における税負担の軽減等）

東京圏に集中する企業の地方への分散や地方の企業活動の加速化により、子どもを産み育てやすい環境にある方に、若者がとどまり働く雇用の場を創出するため、東京圏と地方の法人税に差を設けるなど、地方の企業に係る税負担を軽減する制度等を創設すること。

2 地方の大学等高等教育機関の充実

地域の「知の拠点」である地方の大学等の機能強化を図るために、地方大学等への支援を拡充するとともに、工学系、農学系など地方に研究資源が豊富にある分野への大都市圏の大学キャンパスの移転や新しい研究施設や研修施設の地方配置など、大学等の地方分散を促進すること。

3 政府機関の分散

試験研究機関や研修機関など、政府機関の積極的な地方への移転を促進すること。なお、地方移転に当たっては、地方中核都市に偏ることのないようにすること。

4 大都市から地方への移住の促進

豊かな地域資源を活用した、6次産業化や国際競争力のある農林水産業の実現により農山漁村の活性化を図るとともに、「ＩＣＴを活用した地域づくり」など地方が取り組む地域活性化の実例を踏まえ、地方における女性の就労促進や、大都市から地方への若者・子育て世代の移住・交流が促進されるよう支援策を講じること。

5 地方の産業競争力の強化

国の成長戦略に基づき、各ブロックで策定された「産業競争力強化戦略」を実現するため、地方目線に立った自由度の高い交付金の創設及び補助制度の拡充・新設等の財政支援、地方の企業の成長を後押しする規制緩和など、具体的な施策を講じること。

また、「地方産業競争力協議会」と国との詳細な意見交換の場の設定を通じ、地方の取組を国の施策に反映させること。

6 地方の高速交通ネットワークの充実

交流・連携を強化し、地域の活性化を図るため、広域的な交通基盤である高速道路等のミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化、幹線道路網の整備に加え、地域の実情に応じたきめ細かな高速道路の料金割引施策の導入や、高速鉄道網の整備促進、地方航空路線の充実を図ること。

7 子育て支援施策の推進・拡充

結婚・妊娠・出産・育児の一貫した「切れ目のない支援」を行うことを目的に、「地域少子化対策強化交付金」を大幅に増額し、恒久的な制度として確立するとともに、地域の実情に応じた効果的な取組の横展開を可能とするなど、事業要件の緩和を図ること。

また、子育て等に伴う経済的負担の軽減を図るため、新たな税制度の創設や、第3子以降の保育料無料化など、これまでにない新たな仕組みを構築すること。

8 中山間地域等に若者を残す施策の展開

単に、県庁所在地などの地方拠点都市に都市機能・行政サービス提供機能を集約させ、そこに若者を留めておけばよしとするのではなく、中山間地域が日本の農業を支え、また、拠点となる都市も支えているとの考え方にして、こうした中山間地域や、離島等条件不利地域において、若者が住み続けることができる大胆な施策を展開すること。

9 「地方創生」を推進する自由度の高い財政支援策の創設等

「地方創生」を推進するためには、地域がそれぞれの実情に即した施策を効果的に実施する必要があることから、基金等の創設をはじめ、地方にとって自由度の高い財政支援策を講じるとともに、地方交付税の充実を図ること。

10 地方の声を反映させる仕組みづくり

東京一極集中を是正し、「地方創生」を推進するためには、地域の多様なニーズに対応できるよう、総合的な施策展開が必要であることから、今後、「まち・ひと・しごと創生本部」が施策を検討する際には、実際に地域の活性化に取り組んでいる地方の取組を十分に踏まえること。

平成26年9月10日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長）

高速交通ネットワークの整備促進について

現在、国においては、「国土強靭化基本計画」、「国土のグランドデザイン2050」の策定等を通じ、“災害への粘り強くしなやかな対応（レジリエンス）”、“多様性（ダイバーシティ）”と“連携（コネクティビティ）”を理念とした新しい国土づくりに向けた取組が行われているところである。

また、「骨太の方針」では、東京への一極集中に歯止めをかけ、少子化と人口減少の克服を目指した政策推進の重要性が示され、「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げ、地方の活性化への取組が進められようとしている。このような「国土づくり」の実現や「地方活性化と人口減少問題」への対応を進めていくためには、高速交通ネットワーク整備の果たす役割は重要である。

しかしながら、中四国地域では、高速道路等のミッシングリンクや暫定2車線での供用区間が多数存在し、企業誘致、観光振興、地場産品の市場拡大など、様々な分野で大きな障害となっており、他地域との格差がますます拡大している。

また、東日本大震災や昨今度々各地に甚大な被害をもたらしている台風、集中豪雨を通じて、大規模災害時における緊急輸送道路や代替道路としての機能をはじめ、陸の防潮堤、緊急避難場所としての新たな機能など、「命の道」としてもその早期整備の必要性が改めて認識されたところである。

こうした中、高速道路等の整備において地域間で不均衡が生じていることは、日本全体の政策課題であり、バランスよく我が国を発展させるためには、広域的な交流・連携の促進や効率的な物流の実現に資する高速道路等の早期整備が必要である。

さらに、中四国地域のさらなる発展を図り、また、今後の大規模災害に対応できる国土基盤を構築するためにも、西日本における高速鉄道網の整備により、多軸型国土構造への転換を図るよう早急に検討を行う必要がある。

今後、中四国地域間の交流、連携を促進し、一体的な発展を図る上で、高速交通ネットワークが多くの利用者に活用され、高速道路等が本来有している機能が十分に発揮されることが重要であることから、次の事項について、政府に対し強く要請する。

1 高速道路等のネットワーク整備に必要な道路関連予算全体の拡大

道路のメンテナンス、長寿命化への予算が重点化されたところであり、こうした老朽化対策に必要な予算については、引き続き確保を図るとともに、遅れている地方の道路整備の実状に鑑み、高速道路等のネットワーク整備が計画的かつ着実に推進できるよう、道路関連予算全体を拡大すること。

2 ミッシングリンクの早期解消

国の骨格を形成する高速道路等は、経済社会の発展に不可欠であり、また、大規模災害時には「命の道」となる重要な社会基盤であるにもかかわらず、中四国地域には依然として多くのミッシングリンクが存在しており、国土強靭化の観点からも、国の責任において、早期かつ優先的に、高速道路等のネットワーク全体の整備を進めること。

3 暫定2車線区間の早期解消

高速道路等の定時性、安全性の確保や物流機能の強化、また、事故発生時や災害時における交通機能の確保を図るため、暫定2車線区間の4車線化を促進すること。

4 高速道路等の有効活用

地域の活性化や連携強化のほか、「緊急輸送道路」として最大限機能が発揮できるよう、スマートインターチェンジの増設や、サービスエリア、パーキングエリアの防災拠点化を図るとともに、利用者の安全性確保や災害時の緊急避難場所としての活用が可能となるよう、新直轄区間や地域高規格道路を含めた「無料区間」における計画的な「道の駅」整備に向けた取組を進めること。また、鉄道や航空路線などの高速交通網の整備が遅れている地域にとっては、既存の高速道路の利活用は産業・観光などの地域の活性化に与える影響が大きいことから、地域の実情に応じたきめ細かな料金割引施策を講じること。なお、これにより、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼさないようにすること。

5 高速鉄道網の整備

中四国地域における新幹線計画は、基本計画路線に位置付けられており、多様性のある経済圏・大交流圏形成による「多極交流圏の創設」、国土軸のリダンダンシーの確立と防災力強化による「新たな国土構造の構築」の観点から、中四国における高速鉄道網について、整備に向けた取組を進めること。

平成26年9月3日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会长）

平成 26 年 8 月豪雨災害に関する支援等について

「平成 26 年 8 月豪雨」では、中国・四国地方も、台風第 12 号、台風第 11 号及びそれに続く豪雨により、観測史上まれに見る大雨に繰り返し見舞われた。

この豪雨により、広島県、山口県、徳島県及び高知県を中心に、死傷者の発生、建物の損壊・浸水、道路・河川等の公共施設の被災など各地に甚大な被害をもたらした。

この度の災害は、同じ地方に豪雨が集中し、しかも繰り返し発生するという近年の風水害はない様相を呈しており、このことが被害の深刻化と拡大の要因となっている。

このため、この度の災害の特徴を的確に捉えた上で、災害復旧制度を適用し、災害復旧事業の迅速な推進や事前防災・減災対策の充実を図り、しなやかで復元力の強い国土と安全・安心な地域を創り上げていく必要がある。

については、次の事項について、政府に対し強く要望する。

1 台風・豪雨被害の早期復旧及び災害対策の充実について

中国・四国地方を始め、全国に甚大な被害を及ぼした「平成 26 年 8 月豪雨」について、これらを一連の複合災害として捉え、早期に激甚災害として指定すること。また、災害に伴う特別の財政需要について十分な特別措置を行うこと。

道路、河川、砂防設備、鉄道、公園、上下水道、農地・農業用施設、林地・林道、海岸、港湾施設、漁港施設、医療施設、社会福祉施設、学校等文教施設、文化財等この度の災害で被害を受けた施設の復旧が速やかに進められるよう災害復旧事業や災害関連事業の早期採択等に配慮すること。特に、災害査定の迅速化、簡素化等を行うこと。

災害救助法については、この度のような時期が近接した災害は、一連の複合災害として捉え、適用範囲を柔軟に設定できるようにするとともに、小規模自治体に配慮した適用基準の見直しを行うこと。併せて、災害規模によっては避難所生活が長期化することから、応急的な医療だけでなく、D P A T (災害派遣精神医療チーム)による活動や、応急的なリハビリテーションの実施、市町村ボランティアセンターの設置、運営等の経費を支援対象とするなどの支援内容の充実を図ること。

被災者生活再建支援制度について、都道府県・市町村域をまたがる災害が発生した場合でも被災自治体内の建物被害世帯数を基準に適用されることになっており、同一或いは一連の災害による被災にもかかわらず、基準に満たない団体には適用されない例が生じている。こうした不公平を解消するため、同一或いは一連の災害であれば被災自治体全てに適用するとともに、制度の対象となる世帯を拡充するなど、制度の改善を行うこと。

2 事前防災・減災対策の充実について

災害から国民の生命・財産を守るため、道路、河川、砂防設備、急傾斜、地すべり、農業基盤、治山、海岸、港湾施設等の老朽化対策を含めた防災・減災対策を早期に行う必要があることから、これら公共事業予算の大幅な増額や補助率の拡充を行うこと。また、整備が遅れている中山間地域の道路など、防災機能の弱い道路の安全性向上を図るため、道路事業の一層の促進が可能となるよう、特別の措置を講ずること。

流域の安全・安心な生活を確保するため、直轄河川については、現に実施している事業の早期完了を、災害危険箇所については、計画的かつ迅速な事業着手を図ること。また、県管理河川についても、事業の一層の推進が図られるよう、特段の措置を講ずること。

土砂災害防止法の改正等による土砂災害警戒区域等の指定推進に加え、住民自身が住居の危険度の確認や危険度を察知した場合に適切な行動をとることができるよう、ハザードマップの活用や防災訓練などを通じて防災意識を高めるなどソフト施策の充実も必要であることから、これらの取組が有効に行えるような仕組みを構築するとともに、これに要する費用の助成や基準財政需要額への参入、警戒区域等の指定にかかる交付金の補助率の嵩上げや自治体負担分を起債対象とする制度の拡充などの支援を行うこと。

災害時要配慮者が利用する学校、医療施設、社会福祉施設等を対象に、浸水被害や土砂災害の危険地域からの「事前移転制度」の創設と支援を行うこと。

局地豪雨や竜巻などの突発的な自然災害を早期に予測し、情報を提供するシステムを早期に開発するなど、集中豪雨観測の強化を進めること。

夜間・早朝に避難することを避けるため、明るいうちに避難準備情報の提供や避難勧告の発令の判断が出来るよう、12～24時間先の精度が高い降水予測（メッシュ情報）を提供すること。

平成26年9月3日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長）